

〈四銀〉 ビジネスダイレクト外為 Web サービス利用規定

1. 標題

〈四銀〉 ビジネスダイレクト外為 Web サービス利用規定（以下「本規定」という。）は〈四銀〉 ビジネスダイレクトのうち外為 Web サービス（以下「本サービス」という。）をご利用するうえでの取扱いに関する規定です。本サービスのご利用にあたっては、本規定および〈四銀〉 ビジネスダイレクト利用規定を適用するものとします。なお、本規定と〈四銀〉 ビジネスダイレクト利用規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

2. 〈四銀〉 ビジネスダイレクト外為 Web サービス

- (1) 〈四銀〉 ビジネスダイレクト外為 Web サービスとは、契約者がパーソナルコンピューター等の端末機（以下「使用端末機」という。）を通じて、インターネットを経由して当行に対して、本サービスにかかる取引の依頼を行い、当行がこれに対応するサービスを提供することをいいます。契約者は本サービスにおける次の各種サービスを利用することができます。
- ・外国送金サービス
 - ・輸入信用状サービス
 - ・外貨預金振替サービス
 - ・為替予約サービス
 - ・被仕向送金到着案内・入金サービス
 - ・その他当行が定めるサービス
- (2) 本サービスのご利用については、〈四銀〉 ビジネスダイレクト（即時系サービス）のご利用を必須とします。
- (3) 利用資格に該当する利用申し込みであっても、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合、または当行が利用を不適当と判断した場合には、当行は利用申し込みを承諾しないことがあります。なお、当行が利用申し込みを承諾しない場合、利用申込者はこの不承諾につき異議を述べないものとします。また、当行は承諾しない理由を通知しません。
- (4) 本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは当行所定のものに限ります。
- (5) 本サービスの取扱日および利用時間帯は、当行所定の日および時間帯とします。
- (6) 契約者は当行所定の利用時間帯に当行翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は当行所定の日付を指定することができます。
- (7) 本項第6号に加えて、契約者は指定日に本サービスの依頼を行うことができます。ただし契約者は、使用端末機から当行への送信が当行所定の时限を過ぎた場合には取引が翌営業日扱いになること、および翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。

3. 管理者および利用者

- (1) 契約者は、本サービスの管理の責任を負い、利用の権限を有するもの（以下「管理者」という。）および管理者の利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「利用者」という。）を当行所定の方法で登録するものとします。
- (2) 管理者は、使用端末機から当行所定の管理業務を行い、契約者は契約者本人の責任において管理者に本規定を遵守させることとします。なお、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。
- (3) 利用者は、使用端末機から当行所定の範囲内のサービスを利用できるものとし、契約者は契約者本人の責任において利用者に本規定を遵守させることとします。なお、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。
- (4) 契約者は、管理者および利用者に関する登録内容に変更が生じた場合について、当行所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、当行内で変更手続きが完了するまでの間、管理者および利用者に関する登録内容に変更がないものとみなします。万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

4. 引落指定口座

- (1) 契約者は、あらかじめ当行所定の申込書により外国送金の代り金および手数料を引落す口座を本サービスの外国送金代り金等引落指定口座（以下「引落指定口座」という。）として申し込むものとします。
- (2) 引落指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。
- (3) 当行は、引落指定口座として登録できる口座数および口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

5. 取引の依頼

- (1) 本サービスの取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝達することで行うものとします。
- (2) 契約者は依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝達するものとします。当行がそれを認識した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了の確認は使用端末機から、当行所定の電子メールまたは照会機能で行うものとします。
- (3) 契約者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において印章を押捺した書面と同等の法的効力を有するものとします。

6. 電子メール

- (1) 契約者は、管理者および利用者の電子メールアドレスを、当行所定の手続きにより登録するものとします。
- (2) 当行は、契約者が取引依頼を行った場合の受付結果や、その他の告知事項を電子メールで登録アドレス宛てに送信します。当行が電子メールを登録アドレス宛てに送信したうえは、通信障害その他の理由による未着・遅延が発生しても通常到達すべき時に到着したものとみなし、これに起因して契約者に損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行はその責任を負いません。
- (3) 管理者または利用者の電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の手続きにより登録を変更するものとします。
- (4) 契約者は、当行から配信する情報の内容を無断転送または流用することはできないものとします。
- (5) 契約者は、当行が必要と認めた場合には、本サービスに使用する電子メールアドレスを変更することに同意するものとします。
- (6) 契約者が当行所定の手続きにより登録した管理者または利用者の電子メールアドレスが、管理者または利用者の責めにより、管理者または利用者以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. 外国送金サービス

- (1) 外国送金サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者が指定する引落指定口座から送金資金を引落し、外国送金の依頼を行うサービスです。
- (2) 外国送金は本規定「5. 取引の依頼」により依頼内容が確定し、送金委託契約は当行所定の时限に送金資金を引落した時点で成立するものとします。なお、取組日における外国送金の対外発信を確約するものではありません。
- (3) 外国送金サービスでご利用いただける送金種類は電信送金とし、振込方式に限るものとします。
- (4) 引落指定口座からの資金等の引落しは、各種預金規定等にかかるわらず、預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。

- (5) 次の各号に該当する場合は、外国送金サービスによる外国送金のお取扱いができません。なお、サービス依頼内容が確定した後でお取扱いできることとなった場合であっても、契約者は当行から契約者へお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
- A. 当行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が引落指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、引落指定口座からの引落しが本サービスによるものに限らず複数ある場合には、その引落しの総額が引落指定口座から引落すことができる金額を超えるとき、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。なお、一度送金資金決済が不能になった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。
- B. 引落指定口座が解約済みのとき。
- C. 契約者から引落指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- D. 差押等のやむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- E. 外国送金サービスによる依頼が、当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- F. 届出と異なるパスワード等の送信を当行所定の回数連続して行ったとき。
- G. 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。
- H. 外貨額が確定しておらず、円貨相当額で送金依頼が行われたとき。
- (6) 外国送金の取組時に適用される為替相場は、次のとおりとします。
- A. 外国送金通貨と引落指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。
- B. 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用するものとします。
- (7) 契約者は外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
- (8) 契約者は当行に外国送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解し、それに従うものとします。
- (9) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、取組指定日の前営業日までは、当行所定の方法により変更または取消を依頼できるものとします。当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾した場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料等受け入れたうえで、その手続きを行いうものとします。この場合、外国送金手数料相当額は返却しません。

8. 輸入信用状サービス

- (1) 輸入信用状サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき信用状の開設および条件変更申込を受付けるサービスです。
- (2) 依頼内容は本規定「5. 取引の依頼」により確定し、信用状取引契約は当行所定のすべての手続きが完了した時点で成立するものとします。なお、発行（変更）希望日における対外発信を確約するものではありません。
- (3) 輸入信用状サービスによる信用状開設依頼および信用状条件変更依頼が、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に従って取扱われることに同意するものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が当行に別途差し入れている「信用状取引約定書」の各条項および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
- (4) 次の各号に該当する場合は、輸入信用状サービスによる信用状の開設および条件変更のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後でお取扱いできることとなった場合であっても、契約者は当行から契約者へお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
- A. 当行所定の手続きの結果、与信判断等当行独自の判断により開設および条件変更を行わないと決定したとき。
- B. 契約者から引落指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- C. 輸入信用状サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- D. 届出と異なるパスワード等の送信を当行所定の回数連続して行ったとき。
- (5) 契約者は外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行宛てに当該書類等を提出するものとします。
- (6) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の訂正または取消が原則としてできないものとします。ただし、発行（変更）希望日の前営業日までは、当行所定の方法により当行に変更または取消を依頼できるものとします。当行がやむを得ないものと認めて訂正または取消を承諾した場合には、当行は契約者から所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料を受け入れその手続きを行いうものとします。この場合、輸入信用状開設・条件変更の手数料相当額は返却しません。

9. 外貨預金振替サービス

- (1) 外貨預金振替サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者が指定する契約者名義の支払指定口座（普通預金・当座預金または外貨普通預金）から契約者が指定する契約者名義の入金指定口座（普通預金・当座預金または外貨普通預金）へ、即ち円預金口座と外貨預金口座間による資金の申込を受付けるサービスです。
- (2) 外貨預金振替サービス利用にあたっては、「外国送金サービス」または「輸入信用状サービス」の申込が必要です。
- (3) 依頼内容は本規定「5. 取引の依頼」により確定し、外貨預金契約は当行所定の手続が完了した時点で成立するものとします。
- (4) 振替を行う支払指定口座からの資金引落しは、各種預金規定等にかかわらず、預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。
- (5) 次の各号に該当する場合は、外貨預金振替サービスのお取扱いはできません。また、サービス依頼内容が確定した後でお取扱いできることとなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- A. 当行所定の時間に振替依頼額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、当該口座からの引落しが外貨預金振替サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落しの総額が当該口座より引落すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。なお、資金確定していない証券類等の金額は含みません。）を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。なお、いったん振替処理が不能となった依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振替処理は行われません。
- B. 支払指定口座が解約済みのとき。
- C. 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- D. 外貨預金振替サービスによる依頼が、当行所定の時間の範囲を超えたとき。
- E. 契約者の振替依頼額が、当行所定の「1日あたりの取扱限度額」または「1回あたりの取扱限度額」を超過したとき。
- F. 差押等当行が支払を不適当と認めた事象が発生したとき。
- (6) 外貨預金振替サービスに適用される為替相場については、次のとおりとします。
- A. 直物相場における取引は、振替日における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。
- B. 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外貨預金振替依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用するものとします。
- (7) 外国為替相場が急激に変動し、当行所定の外国為替相場が公表停止になった場合は、外貨預金振替依頼の受付を制限することがあります。
- (8) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

10. 為替予約サービス

- (1) 為替予約サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、為替予約取引の締結を行うサービスです。
- (2) 本サービスの利用にあたっては、当行との「銀行取引約定書」の締結と「外国為替先物取引に関する約定書」等の当行所定の契約書の差入れが必要です。
- (3) 依頼内容は本規定「5. 取引の依頼」により確定し、当行所定のすべての手続きが完了した時点で成立するものとします。
- (4) 為替予約サービスでは、当行は当行所定の方法で計算した取引可能相場を契約者に提示し、契約者はその内容を自己の責任と計算において確認のうえ、取引の締結または中止を当行に通知します。契約者による通知が当行所定の時間内に当行に到達し、当行がこの通知を正当なものとみなした時点で、為替予約取引が成立するものとします。
- (5) 当行が提示した為替相場が実勢相場と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示を無効とし、取り消すことがあります。これにより契約者に何らかの損害が発生しても、当行は責任を負いません。
- (6) 為替予約取引が成立した時点以降は、契約者は当該為替予約取引の内容変更、取消はできないものとします。当行がやむを得ないものと認めて、内容変更、取消を行った場合に発生した費用は、契約者が負担するものとします。
- (7) 為替予約サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第2条第2項第1号に該当する取引ではありません。また、本規定に定めのない事項については、契約者が別途差し入れている「銀行取引約定書」の各条項、および「外国為替先物取引に関する約定書」の各条項に従うものとします。
- (8) 次の各号に該当する場合は、為替予約サービスのお取扱はできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いできることとなった場合であっても、契約者は当行から契約者へ取扱いできない旨の連絡および取扱いできない理由の通知が行われないことに同意するものとします。この場合、契約者は、当該取引が行われなかつたために生じた損害については、当行は責任を負わないことに同意するものとします。
- A. 当行所定の手続の結果、与信判断等当行独自の判断により締結を行わないと決定したとき。
- B. 契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- C. 為替予約サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- D. ご依頼の為替予約（もしくはリープオーダー）の残高合計金額が当行の定める為替予約の取扱上限額を超えるとき。なお、当行における処理の関係上、取引のご依頼と当行処理のタイムラグによりデータ反映が遅れ、取扱上限額に空きがない場合。
- E. 外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約サービスによる取引を行わないと決定したとき。
- F. その他、当行において為替予約サービスによる取引を行うことが適切でないと判断したとき。
- (9) 為替予約サービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、当行が定める期間までとします。為替予約締結日当日を受渡期限に含めることはできません。
- (10) 当行は、為替予約サービスを利用した為替予約取引において、一時点における予約残高合計額（未実行の為替予約取引にかかる為替予約額の合計金額。ただし、本条18項のリープオーダーサービスの場合は、成立していない取引も成立したものとみなして予約残高合計額を計算します。）については、上限金額を定めることができ、当該上限金額を超える場合には契約者は取引をできません。当行は、当該上限金額をいつでも変更できるものとします。
- (11) 契約者の為替予約が売予約（もしくは買予約）に限定して承認されているにもかかわらず承認されていない為替予約を行う場合は、事前に営業店に連絡を行って承諾を得てください。万一、営業店の事前承認を得ずに承認されていない為替予約を行って取消が必要になった場合は、それによって生じた費用および損失は契約者が負担するものとします。
- (12) 為替予約サービスを利用して締結された為替予約取引について、契約者は CONFIRMATION（為替予約スリップ）を当行に提出するのに代えて、使用端末機からデータを送信することにより、取引内容の確認を行いうものとします。ただし、契約者が取引内容の確認を行わなかつた場合においても、本条第4項により成立した為替予約取引に何ら影響を及ぼすものではありません。
- (13) 契約者は、為替予約サービスにより為替予約取引が成立した後、取引内容の確認を行い、取引内容に関し不一致や錯誤を見つけた場合には直ちに当行に連絡するものとします。ただし、この連絡は、本条第6項に何ら影響を及ぼしません。
- (14) 為替予約取引内容の確認が行われていないまま受渡期日を迎えた為替予約取引について、別途、契約者の指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、契約者による確認が行われたものとみなします。
- (15) 契約者と当行との間で取引内容に疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。
- (16) 当行がやむを得ないものと認め、成立した為替予約取引の内容変更・取消を承諾する場合においても、契約者は当行所定の方法で依頼書を提出することとし、当行は、当行所定の手数料と費用等を受け入れたうえで、その手続きを行いうものとします。
- (17) 為替予約サービスで提供される為替予約の締結明細は、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。
- (18) リープオーダーサービス
- A. 為替予約サービスのうち、契約者が、使用端末機と当行の間でデータを授受することにより、為替予約取引にかかる取引条件をあらかじめ指定し、市場における為替相場の変動等により当該取引条件で為替予約取引を成立させることができたと当行が判断した時点で、自動的に当該条件で為替予約取引を成立させる方法をリープオーダーサービスと呼びます。
- B. リープオーダーサービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、当行が定める期間までとします。リープオーダー依頼日当日および翌営業日、また、預かり期限当日および翌営業日を受渡期間に含めることはできません。
- C. リープオーダーサービスにより契約者が指定した為替予約取引にかかる指定条件の変更・撤回は、リープオーダーサービスを利用して申し込むことはできません。指定条件の変更・撤回は、当該条件を指定する際に決められた有効期限内に、当行が当行所定の方法で契約者から当行所定の依頼書の提出を受けた場合に限り行うことができます。契約者が変更・撤回にかかる依頼書を提出した場合でも、当行がこれを受付けるまでに変更・撤回前の条件で為替予約取引が成立した場合は、為替予約取引の条件の変更・撤回を行うことはできません。
- D. リープオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、取引結果を使用端末機画面に表示します。なお、当該取引結果の表示は遅延する場合があります。
- E. 契約者がリープオーダーサービスによる為替予約取引の申し込みができるかは、当行独自に判断するものとします。また契約者がリープオーダーサービスにより為替予約取引の条件として指定することができる金額の下限・上限および為替相場の範囲は当行が定めるものとします。また当行は、当該金額の下限・上限および為替相場の範囲をいつでも変更できるものとします。

11. 被仕向送金到着案内・入金サービス

- (1) 被仕向送金到着案内・入金サービスとは、契約者あての外国送金が当行に到着した旨を契約者が本サービス上で登録した電子メールアドレスに送信し、契約者の端末からの依頼に基づき、契約者が指定する契約者名義の被仕向送金入金指定口座へ当該外国送金（以下、「被仕向送金」といいます）の入金依頼を受け付け、入金の手続きを行うサービスです。なお、電話での到着のご案内は行いません。
- (2) 被仕向送金入金依頼は、当行所定の时限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして入金処理を行うものとします。当行所定の时限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして翌営業日に入金処理を行いうものとします。
- (3) 次の各号に該当する場合は、被仕向送金到着案内・入金サービスの取扱いはできません。なお、被仕向送金の入金依頼内容が確定した後でお取扱いできることとなつた場合であっても、契約者は当行から契約者へお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われないことに同意するものとします。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- A. 被仕向送金到着案内・入金サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えたとき。
- B. 依頼データの入力不備など依頼内容に瑕疵があるとき。
- (4) 被仕向送金入金手続の実行時に適用される為替相場については次のとおりとします。

- A. 被仕向送金通貨と入金指定口座の通貨とが異なっている場合には、被仕向送金の入金日に公表相場によって換算のうえ、入金指定口座に入金するものとします。なお、当行所定の受付時間内に一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行から契約者へ連絡を行ったうえで、その時点での実勢相場を適用するものとします。
 - B. 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、被仕向送金入金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用するものとします。
- (5) 契約者は外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
- (6) 次の各号に該当する場合は、当行は契約者に通知することなく、被仕向送金入金手続きの中止、または取消を行うことがあります。なお、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- A. 外国為替及び外国貿易法、その他日本および外国の法令との関係により当行が被仕向送金入金を実行できないと判断した場合。
 - B. 外国為替関連法規により必要とされる書類等が、当行所定の期間内に申込書の取扱店に到着しない場合。
 - C. 送金目的を当行が確認できない場合。
 - D. 送金が犯罪に觸れるものであると疑れる等相応の事由がある場合。
 - E. 本人確認未済の口座への被仕向送金入金依頼の場合。
- F. 被仕向送金入金依頼データの瑕疵、その他の理由により、依頼された被仕向送金入金手続きを行うことができないと当行が判断した場合。
- (7) 確定した依頼内容に従って当行が入金処理をした後は、依頼内容の変更または取消はできません。ただし、当行が入金処理をする前で、当行がやむを得ないものと認めて依頼内容の変更または取消を承諾した場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行および関係銀行の所定の手数料、費用等を受け入れその手続きを行うものとします。

12. 照会サービス

- (1) 照会サービスとは、外国送金サービス、輸入信用状サービス、外貨預金振替サービス、為替予約サービスおよび被仕向送金到着案内・入金サービスに付随する取引内容、および当行所定の業務に関する取引内容を契約者が使用端末機から照会するサービスです。
- (2) 照会サービスにより照会が可能となる内容は、当行にて取引が完了した後、一定時間の後に更新されるものとします。

13. 手数料等

- (1) 基本手数料
本サービスのご利用にあたり、当行所定の基本手数料（消費税等を含む。以下同じ）を頂きます。この場合、基本手数料は預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出は不要とし、申込書記載の代表口座から毎月当行所定の日に〈四銀〉ビジネスダイレクト（即時系サービス、データ伝送系サービス）の基本手数料と合算して前月分を自動的に引落します。
- (2) 外国送金手数料
A. 本サービスにより外国送金を取り組む場合は、前項の基本手数料とは別に当行所定の送金手数料を頂きます。
B. 送金手数料は、送金依頼の都度または当行所定の日に当該送金の引落指定口座から預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出なしに引落します。
C. 外国送金の組戻しを行った場合、当行所定の組戻手数料を頂きます。
- (3) 輸入信用状開設手数料、輸入信用状条件変更手数料
A. 本サービスで輸入信用状開設、条件変更等を取組む場合は、前項の基本手数料とは別に、当行所定の信用状開設手数料、信用状条件変更手数料（以下「信用状手数料」という。）を頂きます。
B. 信用状手数料は、輸入信用状開設、条件変更依頼の都度、または当行所定の日に引落指定口座から預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出なしに引落します。
- (4) 被仕向送金手数料
A. 本サービスにより被仕向送金に取組む場合は、前項の基本手数料とは別に、当行所定の被仕向送金手数料を頂きます。その他、他行からの手数料請求等が発生する場合があります。
B. 被仕向送金手数料は、被仕向送金入金の都度、原則、被仕向送金資金から差し引くか、あるいは被仕向送金入金指定口座または手数料決済口座から預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出なしに引落します。
- (5) 領収書等
当行は本サービスの基本手数料および基本手数料以外の手数料にかかる領収書等の発行は行いません。

14. 取引内容の確認

- (1) 当行は契約者より取引依頼を受付した場合等の当行所定の事由に該当する場合に、管理者等の登録メールアドレス宛てに受付等を示す電子メールを送信します。管理者等は電子メールの内容を確認のうえ、使用端末機により取引内容の確認を行うものとします。管理者等が取引内容の確認を怠つたために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスによる取引後は、速やかに預金通帳等への記入または当座勘定照合表、外貨普通預金取引明細表等により取引内容を照合して、取引内容の確認を行って下さい。万一、取引内容・残高に相違がある場合には、直ちにその旨を当行宛てにご連絡ください。
- (3) 当行は本サービスによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。なお、本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の内容を正当なものとして取扱います。

15. 届出事項の変更等

- (1) 契約者は、本サービス申込書に記載の届出内容に変更がある場合には、代表口座のお届印を押印した当行所定の書面により直ちに届け出るものとします。変更の届出は当行所定の処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出事項の変更等の届出がなかつたために、当行から通知または送付する書類等が延着または到着がなかつた場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなして取扱います。

16. 規定の変更

- 当行は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当行ホームページに掲載するなど、当行所定の方法で契約者に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても当行は一切の責任を負いません。

17. 規定の準用

- 本規定の定めのない事項については、〈四銀〉ビジネスダイレクト利用規定によるほか、当行の各種預金規定、預金口座振替規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例、信用状取引約定書の各条項、銀行取引約定書の各条項により取扱います。

18. 業務委託の承諾

- (1) 契約者は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」という。）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を開示することに同意するものとします。
- (2) 契約者は、当行が委託先に本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することに同意するものとします。

19. 解約等

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。また、1年以上にわたりご利用がない場合、当行は本契約をその裁量により解約することができます。
- (2) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止または本利用契約を解約することができるものとします。
- A. 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融にかかる内外法令等を含みます）または公序良俗に反する行為に利用され、あるいはそのおそれがあると当行が判断した場合、もしくは犯罪等への関与が疑われるなど、当行が相応の事由があると判断した場合。
 - B. 契約者が当行に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません）の全部または一部につき、虚偽の申告、不正行為、もしくは第三者によるなりすましが判明した場合、またはその疑いがあると当行が判断した場合。
 - C. 契約者が当行に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません）の全部または一部につき、犯罪行為その他不正な手段により取得された疑いがあると当行が判断した場合。
- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しましたは到着しなかったときは、通常到着すべき時に、到達したものとみなします。
- (4) 本契約が解約等により終了した場合は、外国送金の受付で、その時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を行う義務を負いません。なお、解約手続き完了後に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。